

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第1項の規定により、南佐久南部漁業協同組合ほか31組合の遊漁規則を、平成15年12月22日、次のとおり認可しました。

平成15年12月25日

長野県知事 田 中 康 夫

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号
南佐久南部漁業協同組合	南佐久郡小海町大字小海3981-1	内共第1号
佐 久 "	佐久市大字跡部17-1	"
上 小 "	上田市常田1-2-16	"
更 埴 "	千曲市上山田温泉2-11-3	"
千 曲 川 "	須坂市大字村山145-1	内共第2号
北 信 "	上水内郡牟礼村大字牟礼936-2	"、内共第19号
高 水 "	飯山市大字静岡町尻1340-1	"、内共第9号
裾花川水系 "	長野市中御所3-14-10	内共第3号
奈良井川 "	塩尻市大字宗賀桔梗ヶ原71-599	内共第4号
波 田 "	東筑摩郡波田町4417	"
犀 川 "	東筑摩郡明科町大字中川手3842-3	"
安 曇 "	南安曇郡安曇村4460	"
北安中部 "	大町市大字大町2763	"
犀川殖産 "	上水内郡信州新町大字新町34-8	"
諏訪湖 "	諏訪市渋崎1792-374	内共第5号
諏訪東部 "	茅野市ちの627	"
天竜川 "	伊那市大字伊那部4445	内共第6号
下伊那 "	飯田市松尾明7499	"
遠 山 "	下伊那郡南信濃村和田1379	"
木曾川 "	木曾郡木曾福島町4935-1	内共第7号、内共第14号
姫川上流 "	北安曇郡白馬村大字北城12875	内共第8号、内共第18号
志賀高原 "	下高井郡山ノ内町大字平穏841	内共第9号
根羽川 "	下伊那郡根羽村1762	内共第10号
松原湖 "	南佐久郡小海町大字豊里4310	内共第11号
野尻湖 "	上水内郡信濃町大字野尻字海端269	内共第12号
青木湖 "	大町市大字平22690	内共第13号
木崎湖 "	大町市大字平15694	"
恵 那 "	岐阜県中津川市栄町7-30	内共第14号
浪合村 "	下伊那郡浪合村1018	内共第15号
平谷村 "	下伊那郡平谷村1056	内共第16号
釜無川 "	諏訪郡富士見町落合10777	内共第17号
糸魚川内水面 "	新潟県糸魚川市上刈5-5-30	内共第18号

2 遊漁についての制限
(1) 漁具漁法

漁業権者の名称	口頭で申請して遊漁料を支払えばできる漁具漁法		申請書で申請して遊漁料を支払えばできる漁具漁法	
	漁具漁法	統 数 等 の 制 限	漁具漁法	統 数 等 の 制 限
南佐久南部 漁業協同組合	竿 釣 手 釣	1人1本	投 網 たも網 さで網	(1) しなのゆきまさ以外の魚種を対象とする場合に 限る。 (2) 1人1統 (3) 網目こま12mm (わかさを対象とする場合は、 5.5mm) 以上
佐 久	竿 釣	1人1本(こい及びびなを対象とする 場合は、1人2本以内)	投 網	(1) 網目こま15mm以上 (2) 1人1統
上 小	竿 釣	1人2本以内(あゆを対象とする場合 は1人1本とし、友釣りに限る。)	延 縄	(1) あゆ以外の魚種を対象とする場合に 限る。 (2) 1統10m以内 (3) 1人10統以内
更 埴	竿 釣	(1) 承認期間1日のものに 限る。 (2) 1人2本以内(あゆを対象とする 場合は1人1本)	竿 釣	(1) 承認期間1年のものに 限る。 (2) 1人2本以内(あゆを対象とする場合は、1人1 本)
千 曲 川	置 針	(1) 承認期間1日のものに 限る。 (2) 1人3本以内(うなぎを対象とす るものに限る。)	置 針	(1) 承認期間1年ものに 限る。 (2) 1人3本以内(うなぎを対象とするものに 限る。)
	竿 釣	(1) 承認期間1日のものに 限る。 (2) 1人2本以内(あゆ、いわな、や まめを対象とする場合は、1人1本)	竿 釣	(1) 承認期間1年のものに 限る。 (2) 1人2本以内(あゆ、いわな、やまめを 対象とする場合は、1人1本)
北 信 (内共第2号)	竿 釣	(1) 承認期間1日のものに 限る。 (2) 1人3本以内(あゆを対象とする 場合は、1人1本)	投 網	(1) あゆ、いわな、やまめ以外の魚種を 対象とする場合に限る。 (2) 網目こま12mm以上 (3) 1人1統
	竿 釣	(1) 承認期間1日のものに 限る。 (2) 1人3本以内(あゆを対象とする 場合は、1人1本)	竿 釣	(1) 承認期間1年のものに 限る。 (2) 1人3本以内(あゆを対象とする場合は、1人1 本)
”(内共第19号)	竿 釣	(1) 承認期間1日のものに 限る。 (2) 1人1本以内	”	(1) 承認期間1年のものに 限る。 (2) 1人1本以内

高水 (内共第2号)	"	"	1人2本以内			
高水 (内共第9号)	"	"	1人1本			
裾花川水系	"	"	1人2本以内 (あゆを対象とする場合は、1人1本)	投網	(1) 網目こま 12 mm以上 (2) 1人1統	
			(1) 網目こま 12 mm以上 (2) 1人1統			
奈良井川	"	"	1人2本以内 (あゆを対象とする場合は、1人1本)	"	(1) 網目こま 15 mm以上 (2) 1人1統	
			(1) 網目こま 15 mm以上 (2) 1人1統			
			"			
波田	"	"	1人1本	投網	(1) 網目こま 12 mm以上 (2) 1人1統	
			(1) 網目こま 12 mm以上 (2) 1人1統			
			"			
犀川	"	"	1人2本以内	投網	(1) 網目こま 12 mm以上 (2) 1人1統	
			(1) 網目こま 12 mm以上 (2) 1人1統			
			"			
安曇 北安中部	"	"	1人1本	投網	(1) あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 網目こま 15 mm以上 (3) 1人1統	
			1人1本			

犀川殖産	"	1人2本以内(あゆ、しなのゆきまますを対象とする場合は、1人1本)	投網	(1) にじます、やまめ、いわな、しなのゆきまます以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 網目こま 12 mm以上 (3) 1人1統
"	"		さで網	(1) あゆ、にじます、やまめ、いわな、しなのゆきまます以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 網目こま 12 mm以上 (3) 1人1統
"	"		たも網	"
や	す		や	(1) あゆ、にじます、やまめ、いわな、しなのゆきまます以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 1人1統
延	縄		延	(1) あゆ、にじます、やまめ、いわな、しなのゆきまます以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 1人1統 (3) 10m以内
う	け		う	(1) あゆ、にじます、やまめ、いわな、しなのゆきまます以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 1人10筒以内
箱	伏		箱	"
誼	訪	竿釣	投網	(1) どじょう、うなぎ、えび、とんこはぜ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 網目こま 13 mm(わかさを対象とする場合は5.5 mm)以上 (3) 1人1統
湖	"	竿釣	押網	(1) えびを対象とする場合に限る。 (2) 網目こま 13 mm以上 (3) 1人1統
小	四	手	小	(1) おいかわ、うぐい、むろ、どじょう、うなぎ、えび以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 網目こま 13 mm(わかさを対象とする場合は5.5 mm、とんこはぜを対象とする場合は3 mm)以上

					(1) 間口 3.0m未満 (2) 1人1統
	手釣	わかさを対象とする場合に限る。	大四手網	(1) こい、ふな、なまずを対象とする場合に限る。 (2) 網目こま 13mm以上 (3) 間口 3.5m以内 (4) 1人1統	
			延縄	うなぎを対象とする場合に限る。	
			筥	どじょうを対象とする場合に限る。	
諏訪東部	竿釣	1人1本	投網	(1) 網目こま 12mm以上 (2) 1人1統	
	すて針	(1) 1人20本以内 (2) あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。	たも網	(1) 網目こま 12mm以上 (2) 1人1統	
			筥	(1) あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 1人10統以内	
			網筥	(1) あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 1人2統以内	
天竜川	竿釣	1人2本以内	投網	網目こま 12mm以上	
	手釣		たも網	(1) 網目こま 12mm以上 (2) 間口 60cm以内	
	徒手採捕		さで網	網目こま 3mm以上	
下伊那	竿釣	1人2本以内 (あゆを対象とする場合は、1人1本)	さで網 たも網 投網	(1) 網目こま 12mm以上 (2) 1人1統	
			延縄	(1) あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 1人1統	
遠山	"	1人1本			

木曾川 (内共第7号)	竿釣	1人1本(こいを対象とする場合は、 1人3本以内)	投網	(1) 網目こま 15 mm以上 (2) 1人1統
	たも網	(1) あゆ以外の魚種に限る (2) 網目こま 15 mm以上 (3) 網の直径 45 cm以下 (4) 1人1統 (5) 夜すくい漁、濁りすくい漁は禁止		
木曾川 (内共第14号)	竿釣	1人1本(あゆ以外の魚種は1人2本以内)		
姫川上流 (内共第8号)	手釣	1人1本		
"	"	"		
(内共第18号)	"	1人1本		
志賀高原	"	1人1本		
根羽川	"	1人1本	投網	(1) 網目こま 12 mm以上 (2) 1人1統
			ガリ	(1) あゆを対象とする場合に限る。 (2) 1人1本
			やす	(1) あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 1人1統
			捨針	(1) あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 1人5統以内
松原湖	手釣	1人2本以内		
	竿釣			
野尻湖	手釣	(1) 承認期間1日のものに限る	手釣	(1) 承認期間1年のものに限る
	竿釣	(2) 1人2本以内	竿釣	(2) 1人2本以内
青木湖	手釣	1人2本以内		

木 崎 湖	手 釣	”			
	竿 釣	”			
恵 那	竿 釣	1人1本 (あゆ以外の魚種は1人2本以内)			
	手 釣				
浪 合 村	竿 釣	1人1本			
平 谷 村	竿 釣	1人1本			
	捨 針	1人50本以内			
釜 無 川	竿 釣	1人2本以内	さで網	(1) 網目こま 12 mm以上 (2) 1人1統	
糸魚川内水面	竿 釣	(1) 1人1本 (2) 竿の長さ11m以内 (3) コロガン釣り禁止			
	手 釣				

(2) 遊漁の期間		対象魚種	あ	ゆ	ま	す	類	か	じ	か	その他の魚種
漁業権者の名称	南佐久南部漁業協同組合	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。ただし、友釣り以外の漁具漁法は、組合が別に公表する区域期間。	2月16日から9月30日まで。ただし、投網については別に組合が公表する区域期間。	5月16日から12月31日まで。ただし、投網については別に組合が公表する区域期間。	周年。ただし、投網、毛ばり釣については、別に組合が公表する区域期間。						
佐	久	公表(解禁)の日から12月31日までの間。ただし、友釣り以外の漁法については、組合が別に定めた区域期間。	"	5月16日から2月末日まで。ただし、投網については別に組合が公表する区域期間。	周年。ただし、投網、毛ばり釣については、組合が別に定めた区域期間。						
上	小	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内	2月16日から9月30日まで	5月16日から2月末日まで	周年。ただし、引虫釣(毛ばり釣)は、4月1日よりあゆの友釣り解禁日まで禁止。						
更	埴	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。ただし、友釣り以外の漁法は別に組合が定めて公表する日から12月31日まで。	"	"	周	年					
千	曲	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内	"	"	"	"					
北	信	6月以降で組合が公示する日から12月31日まで。ただし、友釣り以外の漁具漁法は別に公表する日から12月31日まで。	3月第3日曜日から9月30日まで	周年	"	"					
	(内共第2号)		3月第3日曜日から9月30日まで	周年	"	"					
"	(内共第19号)		3月第3日曜日から9月30日まで								
高	水		3月16日から9月30日まで	5月16日から2月末日まで	"	"					
	(内共第2号)										